

## 日光市景観整備機構の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第92条第1項の規定に基づく景観整備機構（以下「機構」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 機構の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日光市景観整備機構指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

2 申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款又は寄附行為
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所、生年月日及び略歴を記載した書類
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書類
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 関係行政機関、まちづくり活動地域内の他の民間組織等との連携方法を記載した書類
- (8) 直近3年間に行ったまちづくり活動の実績を示す書類
- (9) まちづくり活動地域を示す図面
- (10) 法第93条に規定する業務（以下「業務」という。）に関する計画書
- (11) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者を機構として指定するものとする。

- (1) 業務の内容が、本市の景観行政の推進に資すると認められること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。
- (3) 業務を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができると認められること。

(4) 業務を行うに当たって関係行政機関、まちづくり活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができること。

(5) 法第95条第3項の規定により指定を取り消された者にあつては、その処分のあつた日から2年以上経過していること。

(6) 日光市暴力団排除条例（平成24年日光市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団ではないこと並びに同条第3号に規定する暴力団員等及び日光市暴力団排除条例第6条に規定する密接関係者を定める規則（平成24年日光市規則第4号）に規定する密接関係者が所属していないこと。

2 市長は、機構として指定をしたときは、日光市景観整備機構指定通知書（様式第3号）を申請者に通知するとともに、法第92条第2項の規定により公示するものとする。

3 市長は、申請者が第1項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、機構として指定をしないことを決定し、日光市景観整備機構不指定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 機構は、法第92条第3項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ日光市景観整備機構名称等変更届出書（様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、法第92条第4項の規定により、公示するものとする。

3 機構は、業務を変更しようとするときは、あらかじめ日光市景観整備機構業務等変更届出書（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

（業務の廃止及び指定の辞退）

第5条 機構は、業務を廃止し、又は指定を辞退しようとするときは、速やかに日光市景観整備機構業務廃止（辞退）届出書（様式第7号）により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止又は指定の辞退の届出を受けたときは、指定を取り消すとともに、その旨を公示するものとする。

（事業計画書等の提出）

第6条 機構は、毎事業年度の事業開始までに、事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出しなければならない。

2 機構は、毎事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出しなければならない。

(改善命令)

第7条 市長は、法第95条第2項の規定による命令は、日光市景観整備機構業務運営改善命令書(様式第8号)により、行うものとする。

(指定の取消し)

第8条 市長は、機構が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

(1) 法第95条第2項の規定による命令に違反したとき。

(2) 第3条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条の規定により聴聞を行うものとする

3 市長は、第1項の規定により指定の取消しを行う場合は、日光市景観整備機構指定取消通知書(様式第9号)により当該機構に通知するとともに、法第95条第4項の規定により公示するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。